

第1回 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和7年12月4日(木) 午後3時00分から4時30分まで
開 催 場 所	鶴見区役所6階9号会議室
出 席 者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委員長 峯尾 武巳 (特定非営利活動法人介護の会まつなみ理事長 神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科前教授)</p> <p>委員 <b>【常任委員】</b></p> <p>石井 キヨ子 (鶴見区社会福祉協議会ボランティア分科会会長) 祝出 真紀子 (鶴見区地域子育て支援拠点「わっくんひろば」施設長) 斉藤 達之 (鶴見区地域活動ホーム「幹」施設長) 鈴木 利彦 (鶴見区老人クラブ連合会副会長) 堀野 美奈子 (中小企業診断士) 本間 忠志 (鶴見事業者連絡会“つばさねっと”会長) 皆川 慈保 (鶴見区民生委員・児童委員協議会会長)</p> <p><b>【臨時委員】</b></p> <p>早野 幹夫 (鶴見中央地区自治連合会会長) 木佐美 信行 (豊岡地区連合町内会会長)</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>鶴見区福祉保健センター長 岩田 慶隆 鶴見区福祉保健センター担当部長 黒川 正人 鶴見区福祉保健課長 高橋 陽子 鶴見区高齢・障害支援課長 宇佐美 高司 鶴見区福祉保健課事業企画担当係長 高菱 純平 鶴見区福祉保健課事業企画担当 加藤 彩夏</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開(指定管理者選定スケジュール、公募要項、評価基準及び審査方法等について非公開) (傍聴者0人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鶴見福祉保健センター長挨拶</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 委員会の概要について</li> <li>4 委員長選出</li> <li>5 鶴見中央地域ケアプラザに関する指定管理者の選定について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議の公開・非公開について</li> </ol> </li> </ol>

	<p>(2) スケジュール、公募要項及び応募関係書類について</p> <p>(3) 評価基準及び審査方法について</p>
決定事項	<p>1 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。</p> <p>第1回 指定管理者選定スケジュール、公募要項、評価基準及び審査方法等</p> <p>第2回 応募団体の面接審査（当該施設の他の応募団体を除き公開）、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定、講評</p> <p>2 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。</p> <p>3 公募要項等について、事務局案のとおり決定。</p> <p>4 評価基準、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、2月上旬から中旬に資料を送付し、各委員において書類審査（仮採点）を行うことを決定。</p>
議 事	<p><b>1 委員会の概要について</b></p> <p>事務局から選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項について説明。</p> <p><b>2 会議の公開・非公開について</b></p> <p>（事務局）</p> <p>公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。</p> <p><b>【第1回選定委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者選定スケジュールについて</li> <li>・ 公募要項等について</li> <li>・ 評価基準及び審査方法について</li> </ul> <p><b>【第2回選定委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募団体の面接審査</li> </ul> <p>※面接順が後の団体が質問内容を把握することで、面接において有利になることが予想されることから、当該施設の他の応募団体についてのみ非公開。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定候補者及び次点候補者の選定、講評</li> </ul> <p>（委員長）</p> <p>事務局案のとおりでよろしいか。</p> <p>（委員）</p> <p>異議なし。</p> <p><b>3 スケジュール、公募要項及び応募関係書類について</b></p> <p>（事務局）</p> <p>資料のとおり事務局案を説明。</p> <p>（委員）</p> <p>異議なし。</p>

#### 4 評価基準及び審査方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

##### ○評価基準

- ・公募要項の「評価基準項目」に記載のとおり。

##### ○評価方法

- ・応募団体から提出された応募書類及び面接審査等を受けて、評価項目1～6は5段階で評価を行い、各項目の評価結果にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目7は、0～3の4段階で評価を行い、評価結果に係数5を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目8(1)は「0点」又は「6点」の2段階評価とし、(2)はアからウまでそれぞれ「0点」又は「3点」の2段階評価とする。
- ・評価項目9(1)は-10～15点で評価を行い、(2)は「0点」又は「-5点」の2段階評価とする。
- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

##### ○採点方法

- ・応募書類について、応募書類の受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時にパワーポイント等で説明をすることや、資料を配付することは事前の申し出を条件として可能とする。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1団体30分(プレゼンテーション15分+質疑応答15分)とし、応募団体数に応じて変更する。

##### ○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

##### 【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7、8及び9を除く評価基準項目の合計点(満点：290点)に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。
- ・なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員のうち、評価項目7、8及び9を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7、8及び9を除いた採点を

合計した点数で比較することとする。

- ・また、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】**

- ・最低制限基準は、評価項目7、8及び9を除く評価基準項目の合計点(満点：290点)に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○得点について

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】**

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第2回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。
- ・なお最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の採点のみを合計点から除くこととする。

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】**

- ・各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○指定候補者等の選定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点1位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定候補者を選定する。

①総得点で1位をつけた委員が多かった団体

②小項目で5段階評価の最低評価(=1点)

をつけた委員が少なかった団体

③5段階評価の最高評価(=5点)がついた小項目の数が多かった団体

④同点者間の決選投票を実施し、票数が同数の場合には委員長の判断

(委員長)

評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

**5 その他**

(委員)

前期の指定管理期間と今期の指定管理期間で上限額に変更があるのか。また、

	<p>地域ケアプラザの運営において、前提条件に変化があれば教えていただきたい。 (事務局)</p> <p>資料6-2の3ページ目に上限額を掲載しているが、人件費や物価の高騰等を踏まえてのことだと想定しているが、上限額は年々引き上げられている。</p> <p>また、ここ数年の運営面の前提条件の変化として、本来は21時閉館であるところ、前月上旬までに夜間の予約が入らない場合は18時閉館とすることが可能となった。</p> <p>さらに、通所系サービス事業を指定管理業務として実施している地域ケアプラザについては、週6日以上の実施が原則であるが、特に必要と認められる場合には週5日とすることができるようになっている。</p> <p>(委員)</p> <p>指定管理者にとっては、運営にかかる制限が緩和され、選択肢が増えたという理解でよいか。</p> <p>(事務局)</p> <p>その通りである。</p> <p>(委員長)</p> <p>地区連合の委員から、鶴見中央地域ケアプラザの現状やご感想などについて伺いたい。</p> <p>(委員)</p> <p>鶴見中央地区にとって、鶴見中央地域ケアプラザは、交通の便がよいため利用率が高い。地区社協や民生委員の会議をはじめ、月に1回土曜日に実施している要支援者・障害者向けのイベント、さらに老人クラブを招いたゲーム企画など、多様な用途で月に5から6回程度ケアプラザを利用している。</p> <p>(委員)</p> <p>豊岡地区は鶴見中央地域ケアプラザと線路を挟んで距離があるため、豊岡地区からケアプラザを訪れる頻度は比較的少ないが、ケアプラザ側から豊岡地区に出張で来ていただくことが多々ある。鶴見中央地区だけでなく豊岡地区も支援していただき、ケアプラザには常に感謝している。</p> <p>(委員長)</p> <p>地域で直接鶴見中央地域ケアプラザに関わっている方からお話を伺うのが大切だと考え、お聞かせいただいた。</p> <p>鶴見区内には地域ケアプラザが9か所ある。次回の選定委員会は、他の地域ケアプラザと比較した際の特徴について踏まえた上で臨んだ方がいいと思われる。</p> <p>そのため、事務局においては、比較ができるようしてもらえると助かる。</p>
<p>資 料 特 記 事 項</p>	<p><b>1 資料</b></p> <p>(1) 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿</p> <p>(2) 横浜市鶴見区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(3) 横浜市鶴見区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>(4) 会議の公開・非公開について（案）</li><li>(5) 横浜市地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュール（案）<br/>（鶴見中央地域ケアプラザ）</li><li>(6) 公募要項及び応募関係書類（鶴見中央地域ケアプラザ）（案）</li><li>(7) 評価基準及び審査方法について（案）</li><li>(8) 「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法（案）</li></ul> |
|--|--|

**2 特記事項**

次回は令和8年3月24日（火）に開催予定。時間及び場所は、後日連絡する。